

議案第23号 交野市星田3丁目防災公園条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

交野市星田3丁目防災公園における備蓄倉庫等の建築確認申請時に、大阪府からの指摘により、既存擁壁の改修が必要となり、その結果、造成工事の内容に変更が生じた。これに伴い、設計変更および施工調整が必要となり、造成工事の遅延が発生し、令和8年4月1日からの公園の供用開始が困難になったため、施行期日を変更する。

なお、供用開始時期は、令和8年6月を予定しているが工事の進捗により前後する可能性があり、現時点において具体的な竣工時期を設定することが困難なため、別途規則により施行日を制定する。

2. 条例改正の内容

交野市星田3丁目防災公園条例の施行期日について、下表のとおり改正する。

◇附則

新	旧
この条例は、 規則で定める日 から施行する。	この条例は、令和8年4月1日から施行する。

3. 工事スケジュール

交野市星田3丁目防災公園造成工事	令和7年度							令和8年度						
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
変更前		工事 契約					工事 完了	条例 施行						
変更後		工事 契約							工事 完了	条例施行 (予定)				

※工事が竣工し、供用開始の目処が立ち次第、別途、条例の施行期日を定める規則を制定する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

	議案の 件名	議案第23号 交野市星田3丁目防災公園条例の一部を改正 する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
市民を災害から保護するとともに、市民の交流の促進及び健康の増進を図り、かつ防災機能を備えた拠点とすることを目的に、交野市地域防災計画及び交野市緑の基本計画に基づく施策として、交野市星田3丁目防災公園を設置する。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
交野市星田3丁目防災公園の建築確認申請時に、造成工事の内容に変更が生じ、設計変更と施工調整が必要となり、造成工事の遅延が発生した。このため令和8年4月1日からの公園の利用が困難になったため、施行期日を変更する。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
交野市星田3丁目防災公園の防災倉庫及び防災四阿の開発許可不要等証明申請時に、大阪府からの指摘により、擁壁等の造成工事の内容に変更が生じ、設計変更と施工調整が必要となって、請負業者等と協議を行った結果、造成工事の遅延が発生するとの判断に至った。そのため予定していた当該防災公園の供用開始に間に合わないため、施行日を延期することになった。時系列は下記のとおり。 令和7年11月11日：大阪府より既設擁壁の構造等について指摘が入る。 令和7年11月中旬：請負業者に擁壁の変更内容について報告を行う。 令和7年12月3日：擁壁の工事を含めて請負業者間で工程調整を指示。 令和8年1月13日：工事について年度繰越しはできないと事業者に指示。 令和8年2月3日：工事完了は、令和8年5月中と報告を受ける。 令和8年2月17日：当該案件について総務部に追加提案を行う。		まちづくりの目標	目 標	3. みんなが助けあい、安心して住み続けられるまち			
		政策分野または経営方針	分野・方針	11. 防災・減災			
		施策	施 策	1. 防災・減災対策の充実			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称	交野市地域防災計画・交野市緑の基本計画・交野市防災拠点整備指針・交野市備蓄計画				
		策定年度					
		計画期間					
〈市民参加の状況〉		〈政策等の実施時期〉					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		規則で定める日					
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		危機管理室		有 ・無（新旧対照表等）			

交野市星田3丁目防災公園条例（令和7年条例第34号）新旧対照表

新	旧
附 則 この条例は、 <u>規則で定める日</u> から施行する。	附 則 この条例は、 <u>令和8年4月1日</u> から施行する。